

土地使用貸借契約書（案）

吹田市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇〇（以下「乙」という。）とは、末尾記載の土地（以下「貸付物件」という。）の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（無償貸付）

第1条 甲は、その所有に係る貸付物件を乙に無償で貸付けるものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成30年4月1日から平成40年3月31日までとする。

2 乙は、前項に定める貸付期間が満了する日までに書面をもって甲に申し出る時は前項の貸付期間を更新するものとする。

（用途指定）

第3条 乙は、貸付物件を保育所用地としてのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付物件の引渡し）

第4条 甲は、本契約締結の日をもって、乙に貸付物件を引渡したものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡、または転貸してはならない。

（保管義務）

第6条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意を持って、維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 貸付物件について維持管理、その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（実地調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対し、その状況に関して質問し、または貸付物件を調査させることができるものとする。

この場合、乙は、その調査を拒み、または妨げてはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。

（貸付物件の返還）

第10条 乙は、貸付物件を返還するとき、または甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲と協議のうえ、甲の指定する期日までに貸付物件を現状に復して甲に返還しなければならない。

(請求権の放棄)

第11条 乙は、貸付物件を返還するとき、または甲が第9条の規定により本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、法令の定めるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 

乙 吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇法人

理事長 〇〇 〇〇 

貸付物件の表示

所在地	吹田市穂波町15番30号
地目	宅地
地積	1,101.m ²